

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第四十二条の十三 法人が一の事業年度において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額（第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第一項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二）の三第二項、第三項及び第五項並びに前条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）に相当する金額を超えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、当該超える部分の金額（以下この条において「法人税額超過額」という。）は、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除しない。この場合において、当該法人税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

一 第四十二条の四第一項から第三項まで（これらの規定を第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定 それぞれ第四十二条の四第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度額（同条第四項の規定により当該繰越税額控除限度超過額とみなされる金額がある場合には当該金額を含むものとし、同条第五項の規定により当該繰越税額控除限度超過額から控除される金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち同条第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第四十二条の十三 法人が一の事業年度において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額（第四十二条の四、第四十二条の四第一項から第三項まで（これらの規定を第四十二条の四の二第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定 それぞれ第四十二条の四第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額（同条第四項又は第四十二条の四の二第三項の規定によりこれらの金額とみなされる金額がある場合には当該金額を含むものとし、第四十二条の四第五項又は第四十二条の四の二第四項の規定によりこれらの金額から控除される金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち第四十二条の四第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

一 第四十二条の四第六項又は第七項（これらの規定を第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定 それぞれ第四十二条の四第六項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又

は同条第七項に規定する繰越中小企業者等税額控除限度超過額（同条第八項において準用する同条第四項の規定により当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額がある場合には当該金額を含むものとし、同条第八項において準用する同条第五項の規定により当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額から控除される金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち同条第七項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

### 三〇七省略

八 第四十二条の十二第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

九 第四十二条の十二の二第二項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十 第四十二条の十二の三第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

### 十一省略

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額とみなした場合に適用される第四十二条の四第三項若しくは第七項（これらの規定を第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第三項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十一第三項又は第四十二条の十二の三第三項の規定をいう。次項及び第五項において同じ。）を適用したならば、各事業年度の所得に対する法人税の額から控除することができる最終の事業年度終了の日までの期間をいう。

3 第一項の法人の同項の規定の適用を受けた事業年度（以下この項及び第五項において「超過事業年度」という。）後の各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度に限る

### 三〇七同上

### 八同上

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額とみなした場合に適用される第四十二条の四第三項若しくは第七項（これらの規定を第四十二条の四の二第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第三項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十一第三項又は第四十二条の十二の三第三項の規定をいう。次項及び第五項において同じ。）を適用したならば、各事業年度の所得に対する法人税の額から控除することができる最終の事業年度終了の日までの期間をいう。

3 第一項の法人の同項の規定の適用を受けた事業年度（以下この項及び第五項において「超過事業年度」という。）後の各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度に限る

した金額又は同条第七項に規定する繰越中小企業者等税額控除限度超過額（平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額（同条第八項において準用する同条第三項の規定により当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額がある場合には当該金額を含むものとし、第四項又は第四十二条の四の二第六項において準用する同条第三項の規定によりこれらに適用する同条第五項又は第四十二条の四の二第六項における金額とみなされる金額がある場合には当該金額を含むものとし、第四十二条の四第八項において準用する同条第五項又は第四十二条の四の二第六項において準用する同条第四項の規定によりこれらに適用する同条第七項における金額を控除した金額とする。）のうち第四十二条の四第八項において準用する同条第四項の規定によりこれらに適用する同条第七項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

。)において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過事業年度における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額として、第四十二条の四第十二項第四号の規定を適用したならば同号に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの(同条第四項の規定を適用したならば当該繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。)、同条第十二項第七号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者等税額控除限度超過額に該当するもの(同条第八項において準用する同条第四項の規定を適用したならば当該繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。)又は第四十二条の五第四項、第四十二条の六第四項、第四十二条の九第三項、第四十二条の十一第四項若しくは第四十二条の十二の三第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。

4 前項の規定は、第六十八条の十五の六第一項の規定の適用を受けた法人の同条第三項に規定する超過連結事業年度(次項において「超過連結事業年度」という。)後の各事業年度(当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度に限る。)において、第六十八条の十五の六第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額(当該法人に帰せられる金額に限る。)について準用する。

5 第三項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、超過事業年度以後の各事業年度又は超過連結事業年度後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に法人税額超過額の明細書(超過連結事業年度後の各事業年度にあつては、第六十八条の十五の六第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書)の添付がある場合(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、同法第二条第三十二号に規定

。)において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過事業年度における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額として、第四十二条の四第十二項第四号の規定を適用したならば同号に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの(同条第四項の規定を適用したならば当該繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。)、同条第十二項第七号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者等税額控除限度超過額に該当するもの(同条第八項において準用する同条第四項の規定を適用したならば当該繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。)若しくは第四十二条の五第四項、第四十二条の六第四項、第四十二条の九第三項若しくは第四十二条の十一第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額を適用したならば当該各号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額に該当するもの(同条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定を適用したならばこれらの金額とみなされる金額を含む。)に限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。

4 前項の規定は、第六十八条の十五の三第一項の規定の適用を受けた法人の同条第三項に規定する超過連結事業年度(次項において「超過連結事業年度」という。)後の各事業年度(当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度に限る。)において、第六十八条の十五の三第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額(当該法人に帰せられる金額に限る。)について準用する。

5 第三項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、超過事業年度以後の各事業年度又は超過連結事業年度後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に法人税額超過額の明細書(超過連結事業年度後の各事業年度にあつては、第六十八条の十五の三第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書)の添付がある場合(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、同法第二条第三十二号に規定

する連結確定申告書に当該明細書の添付がある場合)で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除の対象となる法人税額超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

## 6 省略

### (特定設備等の特別償却)

第四十三条 法人で青色申告書を提出するもののうち次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産(以下この条において「特定設備等」という。)につき政令で定める期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等をその用に供した場合又は同表の第二号の上欄に掲げる法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該特定設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定設備等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一 省 略	省 略	省 略
二 政令で定める海上運送業を営む法人	当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶(当該法人が次に掲げる法人である場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める外航船舶)(本邦と外国又は外国と外國)	百分の十六(当該船舶のうち外航船舶で当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものとして政令で定めるもの(日本船舶に該

## 6 同上

### (特定設備等の特別償却)

第四十三条 法人で青色申告書を提出するもののうち次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産(以下この項において「特定設備等」という。)につき政令で定める期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等をその用に供した場合又は同表の第二号の上欄に掲げる法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定設備等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
二 同 上	同 上	同 上
二 同 上	当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶	百分の十六(当該船舶のうち本邦と外国又は外國と外國との間を往来するもの(以下この号において「外航船舶」という。))

との間を往来する船舶をい  
う。以下この号において同  
じ。) を除く。)

イ 第五十九条の二第一項

の規定の適用を受ける法  
人 外航船舶のうち日本

船舶 (船舶法第一条に規  
定する日本船舶をいう。

以下この号において同じ  
。) に該当するもの

ロ イに掲げる法人 (第六  
十八条の六十二の二第一

項の規定の適用を受ける  
ものを含む。) の子会社

(海上運送法 (昭和二十  
四年法律第百八十七号)

第三十九条の五第一項に  
規定する子会社をいう。

) に該当する法人 外航  
船舶のうち日本船舶に該  
当しないもの

当しないものを  
除く。) 及び當  
該船舶のうち環  
境への負荷の低  
減に著しく資す  
るものとして政  
令で定めるもの  
(外航船舶を除  
く。) について  
は、百分の十八

2 前項の規定は、確定申告書等に特定設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)第五条第二項に規定する建設計画の同意の日から平成二十七年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設に含まれる研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置(政令で定める規模のものに限る。以下この項において「研究施設」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用

で当該事業の經  
営の合理化に著  
しく資するもの  
として政令で定  
めるもの (船舶  
法第一条に規定  
する日本船舶に  
該当しないもの  
を除く。) 及び  
當該船舶のうち  
環境への負荷の  
低減に著しく資  
するものとして  
政令で定めるも  
の (外航船舶を  
除く。) につい  
ては、百分の十  
八)

2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)第五条第二項に規定する建設計画の同意の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設に含まれる研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置(政令で定める規模のものに限る。以下この項において「研究施設」という。)で、その製作若しくは建設の後事業の用

に供されたことのないものを取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2  
省略

### (共同利用施設の特別償却)

第四十四条の三 青色申告書を提出する法人で、生活衛生同業組合（出資組合であるものに限る。）又は生活衛生同業小組合であるものが、平成三年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十四号）第五十六条の三第一項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設（以下この項において「共同利用施設」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の取得価額の百分の六に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2  
省  
略

### (特定農産加工品生産設備等の特別償却)

第四十四条の四

青色申告書を提出する法人で米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画（以下この項において「生産製造連携事業計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る生産製造連携事業計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（新用途米穀加工品（同法第二条第一項に規定する新用途米穀加工品をいう。以下この項

2  
同上

(共同利用施設の特別償却)

第四十四条の三 青色申告書を提出する法人で、生活衛生同業組合（出資組合であるものに限る。）又は生活衛生同業小組合であるものが、平成三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十四号）第五十六条の三第一項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設（以下この項において「共同利用施設」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の取得価額の百分の六に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2  
四  
下

### (特定農産加工品生産設備等の特別償却

第四十四条の四 同 上

青色申告書を提出する法人で米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画（以下この項において「生産製造連携事業計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該認定に係る生産製造連携事業計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（新用途米穀加工品（同法第二条第一項に規定する新用途米穀加工品をいう。以下この項

において同じ。）又は新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造以外に使用することができないものとして政令で定めるものに限り、前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）での製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は新用途米穀加工品等製造設備を製作して、これを当該法人の同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該新用途米穀加工品等製造設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該新用途米穀加工品等製造設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にがかわらず、当該新用途米穀加工品等製造設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該新用途米穀加工品等製造設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

### 3 省略

#### （特定信頼性向上設備の特別償却）

第四十四条の五 青色申告書を提出する法人で電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第四条第一項に規定する実施計画（以下この項において「実施計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る実施計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された減価償却資産（同法第二条第三項に規定する信頼性向上施設に該当するもののうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）による記録に記録された情報の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）による提供の事業の用に供されるものとして政令で定める減価償却資産に限る。以下この項において「特定信頼性向上設備」という。）での製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定信頼性向上設備を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定信頼性向上設備をその事業の用に供した場合を除き、過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域又は区域内においてその事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該特定信頼性向上設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定信頼性向上設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

### 3 同上

#### （特定高度通信設備の特別償却）

第四十四条の五 青色申告書を提出する法人で中小企業者（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者をいう。）に該当するもののうち電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第四条第一項に規定する実施計画（以下この項において「実施計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該認定に係る実施計画（電気通信基盤充実臨時措置法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された減価償却資産（電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項に規定する高度通信施設に該当するもののうち電気通信の利便性を高めるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「特定高度通信設備」という。）での製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定高度通信設備を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定高度通信設備をその事業の用に供した場合を除き、過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域又は区域内においてその事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該特定高度通信設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定高度通信設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

年度の当該特定信頼性向上設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定信頼性向上設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定信頼性向上設備の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

- 2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 青色申告書を提出する法人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のもの的新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該法人の当該事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあっては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の取得価額）の一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が同表の第一号又は第四号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、同表の第二号又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては二十億円を、それぞれ超える場合には、それぞれ十億円又は二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 同上

地区又は地域	事業	資産	割合
一 次に掲げる地 区（次項の表の 各号の上欄に掲 る事業	製造の事業そ の他政令で定め た事業	機械及び装置並 びに建物及びその附 屬設備で、政令で 備については、	百分の十（建物 及びその附属設 備については、

地区又は地域	事業	資産	割合
一 次に掲げる地 区	同上	同上	同上

げる地区に該当する地区を除く。)

定めるもの

百分の六)

イ

過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区

口 山村振興法  
第七条第一項の規定により振興山村として指定された地区

イ

半島振興法  
第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区

ロ

同上

ハ

離島振興法  
第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する地区として政令で定める地区

二 同 上

二・四 省略	省略	省略	省略
--------	----	----	----

青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備については改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）をする場合（政令で定める中小規模法人以外の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合）において、その取得等をした当該設備を当該地区内において当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区的産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

地 区	事 業	設 備
一 半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区的うち、産業の振興のための取組が積極	製造業その他の政令で定める事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のも

二・四 同上	同上	同上	同上
--------	----	----	----

的に推進されるものとして政令で定める地区	
二 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれを類する地区として政令で定める区域のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業
	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

- 3 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の二十七第二項の規定）の適用を受けている産業振興機械等（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する産業振興機械等）の移転を受け、これを当該法人の前項の表の各号の中欄に掲げる事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該産業振興機械等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該産業振興機械等の取得等をして、これを当該供用日に当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したものとみなし、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。
- 4 第四十三条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。
- 5 前項に定めるもののほか、第一項及び第三項の規定の適用に關し必要な事項は政令で定める。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(医療用機器等の特別償却)

**第四十五条の二** 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産（以下この項において「医療用機器等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器等の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

2 省略

(支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却)

**第四十六条の二** 青色申告書を提出する法人が、平成二十年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間に開始する各事業年度において、障害者就労支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十四項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対し、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下この項において「支援事業所取引金額」という。）がある場合において、当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額が前事業所の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）における支援事業所取引金額の合計額が前事業年度終了の日において当該法人の有する減価償却資産で事業の用に供されている減価償却資産で事業の用に供されているもののうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引には建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したもの）を除く。以下この項において「三年以内取得資産」という。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にか

(医療用機器等の特別償却)

**第四十六条の二** 青色申告書を提出する法人が、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十日までの間に開始する各事業年度において、障害者就労支援事業所（障害者自立支援法第五条第十四項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下この項において「支援事業所取引金額」という。）がある場合において、当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額が前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、当該事業年度終了の日において当該法人の有する減価償却資産で事業の用に供されているもののうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したもの）を除く。以下この項において「三年以内取得資産」という。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にか

2 同上

1・2 同上

(支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却)

**第四十六条の二** 青色申告書を提出する法人が、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十日までの間に開始する各事業年度において、障害者就労支援事業所（障害者自立支援法第五条第十四項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下この項において「支援事業所取引金額」という。）がある場合において、当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額が前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、当該事業年度終了の日において当該法人の有する減価償却資産で事業の用に供されているもののうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したもの）を除く。以下この項において「三年以内取得資産」という。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にか

受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該三年以内取得資産の普通償却限度額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。この場合において、当該事業年度終了の日において当該法人の有する当該三年以内取得資産に係る当該特別償却限度額の合計額が、当該事業年度の支援事業所取引増加額(当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額から前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額を控除した金額をいう。)を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該支援事業所取引増加額を限度とする。

2 · 3 省略

(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却)

第四十七条 法人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち政令で定めるもの（以下この条において「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」という。）で新築されたものを取得し、又はサービス付き高齢者向け賃貸住宅を新築して、これを当該法人の賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかるわらず、当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 · 3 同上

(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却

第四十七条 法人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、新築された同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」という。）を取得し、又はサービス付き高齢者向け賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、当該法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの 百分の二十八（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の十四）

二 サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるもの 百分の四十（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）

2 省略

3 第一項の規定は、確定申告書等にサービス付き高齢者向け賃貸住宅の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、出があつたときは、この限りでない。

4 省略

（特定再開発建築物等の割増償却）

第四十七条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和六十年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかるらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合は、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が、第三項第一号に掲げる建築物のうち同号イに掲げる地域内において整備されるものである場合は百分の五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の四十とする。）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 同上

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

4 同上

（特定再開発建築物等の割増償却）

第四十七条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和六十年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかるらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合は、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかるらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が第三項第二号に掲げる建築物である場合には、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

る特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

## 2 省略

3 前二項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号及び第二号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに第三号に掲げる構築物(当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。)をいう。

一 都市再開発法第二条第一号に規定する市街地再開発事業(政令で定める要件を満たすものに限る。)によつて建築される建築物のうち市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に著しく資する建築物として政令で定めるもの

二 次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画(イに掲げる地域については、同法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。)に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業(政令で定める要件を満たすものに限る。)により整備される建築物で政令で定めるものに限り、)により整備される建築物で政令で定めるもの

イ 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

ロ 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域(イに掲げる地域に該当するものを除く。)

## 3 省略

### 4・5 省略

#### (倉庫用建物等の割増償却)

第四十八条 青色申告書を提出する法人で、流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたものが、昭和四十九年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの(流通業務の総合理化及び効率化の促進

## 3 2 同上

3 前二項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号から第三号までに掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに第四号に掲げる構築物(当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。)をいう。

一 都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物のうち市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に著しく資する建築物として政令で定めるもの

二 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画(同法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。)に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業(政令で定める要件を満たすものに限る。)により整備される建築物で政令で定めるもの

三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項の認定を受けた計画(同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に係る同法第二条第十七号に規定する特別特定建築物のうち政令で定める要件を満たすもの(当該計画が政令で定める計画である場合には、政令で定めるものに限る。)

## 4 同上

### 4・5 同上

#### (倉庫用建物等の割増償却)

第四十八条 青色申告書を提出する法人で、流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたものが、昭和四十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの(流通業務の総合理化及び効率化の促進

に関する法律第五条第一項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかわらず、当該倉庫用建物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

## 254 省略

### （特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十二の二第一項、第四十二条の十二の三第一項、第四十三条から第四十四条まで若しくは第四十四条の三から第四十八条までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定（次項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けたもの（次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）につき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2 前項に規定する特別償却不足額とは、当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事

## 254 同上

### （特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の十一第一項、第四十三条から第四十四条まで若しくは第四十四条の三から第四十八条までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定（次項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けたもの（次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）につき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2 前項に規定する特別償却不足額とは、当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事

業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二条に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）において生じた特別償却に関する規定（第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定を含む。以下この項において同じ。）に規定する減価償却資産（以下この条及び次条において「特別償却対象資産」という。）の特別償却限度額に係る不足額（当該法人の当該各事業年度における当該特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額が当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定により計算される償却限度額（第四十五条第二項）その他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却限度額に達するまでの金額をいう。次項において同じ。）のうち、当該事業年度前の当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）以外の金額をいう。

### 3・4 省略

5 前項に規定する合併等特別償却不足額とは、適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。以下この項において「適格合併等の日」という。）を含む事業年度（青色申告書を提出している事業年度に限るものとし、当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「最後連結事業年度等」という。）とする。）における特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額（当該特別償却対象資産が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により移転を受けたものである場合には、法人税法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額（当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の最後連結事業年度等にあつては、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。）が当該特別償却対象資産の第一項に規

業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二条に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）において生じた特別償却に関する規定（第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定を含む。以下この項において同じ。）に規定する減価償却資産（以下この条及び次条において「特別償却対象資産」という。）の特別償却限度額に係る不足額（当該法人の当該各事業年度における当該特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額が当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定により計算される償却限度額（第四十六条その他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却限度額に達するまでの金額をいう。次項において同じ。）のうち、当該事業年度前の当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）以外の金額をいう。

### 3・4 同上

5 前項に規定する合併等特別償却不足額とは、適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。以下この項において「適格合併等の日」という。）を含む事業年度（青色申告書を提出している事業年度に限るものとし、当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「最後連結事業年度等」という。）とする。）における特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額（当該特別償却対象資産が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により移転を受けたものである場合には、法人税法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額（当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の最後連結事業年度等にあつては、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。）が当該特別償却対象資産の第一項に規

定する特別償却に関する規定（最後連結事業年度等にあつては、第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）により計算される償却限度額（第四十五条第二項その他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額をいう。

6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却対象資産の償却限度額及び同項に規定する合併等特別償却不足額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

## 7 省略

### （準備金方式による特別償却）

第五十二条の三 法人で前条第一項に規定する特別償却に関する規定（以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする事業年度において、特別償却に関する規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする事業年度において、特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 2・3 省略

4 法人が第一項及び第二項又は第一項及び前項の規定の適用を受ける事業年度において、これらの規定に規定する方法により特別償却準備金として積み立てた金額が第四十五条第二項その他の政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第一項の規定による積立てがあつたものとみなす。

定する特別償却に関する規定（最後連結事業年度等にあつては、第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）により計算される償却限度額（第四十六条その他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額をいう。

6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項に規定する特別償却対象資産の償却限度額及び同項に規定する合併等特別償却不足額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

## 7 同上

### （準備金方式による特別償却）

第五十二条の三 法人で前条第一項に規定する特別償却に関する規定（以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする事業年度において、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、各特別償却対象資産別に各特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 2・3 同上

4 法人が第一項及び第二項又は第一項及び前項の規定の適用を受ける事業年度において、これらの規定に規定する方法により特別償却準備金として積み立てた金額が第四十六条その他の政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第一項の規定による積立てがあつたものとみなす。

## 5・12 同上

13 法人が前二項の規定の適用を受ける事業年度において、特別償却準備金として

積み立てた金額が第四十五条第二項その他政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第十一項の規定による積立てがあつたものとみなす。

14526省略

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第五十三条 法人の有する減価償却資産が当該事業年度において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいづれか一の規定のみを適用する。

一 省略

二 第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の十一、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三、第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から第四十八条までの規定

三・四 省略

二 第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の十一、第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から第四十八条までの規定

三・四 同上

二 第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の十一、第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から第四十八条までの規定

三・四 同上

(中部国際空港整備準備金)

第五十七条の七の二 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条第二項に規定する指定会社（以下この条において「指定会社」という。）が、適用事業年度において、中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか低い金額（当該金額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、当該三分の二に相当する金額）以下の金額を損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたとき（当該適用事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 省略

二 累積限度基準額から、当該適用事業年度終了の日における前事業年度（指定会社の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、指定会社のその前日を含む連結事業年度。以下この号及び第三項において「前事業年度等」という。）から繰り越された中部国際空港整備準備金の金

積み立てた金額が第四十六条その他政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第十一項の規定による積立てがあつたものとみなす。

14526同上

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第五十三条 同上

二 第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の十一、第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から第四十八条までの規定

二 同上

二 第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の十一、第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から第四十八条までの規定

二 同上

(中部国際空港整備準備金)

二 第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の十一、第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から第四十八条までの規定

二 同上

二 第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の十一、第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から第四十八条までの規定

金額（各事業年度終了の日において第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社の前事業年度等から繰り越された同項の中部国際空港整備準備金の金額（以下この号において「連結中部国際空港整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結中部国際空港整備準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、平成二十五年四月一日から中部国際空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日までの期間（次項において「積立期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除くものとし、青色申告書を提出する事業年度に限る。）をいう。

3 第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社の前項に規定する適用事業年度の最後の事業年度（積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額について計算した金額（当該計算した金額が前事業年度等から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された中部国際空港整備準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 指定会社が、第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により中部国際空港を移転した場合を除く。）に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、指定会社のその該当することとなつた日を含む事業年度（当該事業年度終了の日において第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社の前事業年度等から繰り越された同項の中部国際空港整備準備金の金額（以下この号において「連結中部国際空港整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結中部国際空港整備準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した後の金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、中部国際空港をその事業の用に供した日から中部国際空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日までの期間内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除くものとし、青色申告書を提出する事業年度に限る。）をいう。

3 第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社の前項に規定する適用事業年度の最後の事業年度後（同項に規定する期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度）終了の日において、前事業年度等から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該中部国際空港整備準備金の金額については、当該中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が当該前事業年度等から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された中部国際空港整備準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 指定会社が、第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合（適格合併により中部国際空港を移転した場合を除く。）に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、指定会社のその該当することとなつた日を含む事業年度（当該事業年度終了の日において第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社の前事業年度等から繰り越された同項の中部国際空港整備準備金の金額（以下この号において「連結中部国際空港整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結中部国際空港整備準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した後の金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額